

子どもの外傷後ストレス障害（その 1—人災）

榎場 雅子

夏休みが近づいてきました。楽しかるべき夏休みに水を差すようですが、最近テレビや新聞でも子どもが折檻や放任によって重傷を負ったり、死亡したという事件が「児童虐待」として報道される事が後を絶ちません。その大半は家庭という閉ざされた場で最も愛着の対象であるべき親が加害者になっています。被害児の心の傷は察するに余りあるものがあります。加えて、近年、小児愛、強姦（レイプ）など、社会のタブーを犯す卑劣な犯罪もまた後を絶ちません。

子どもにとっては、多様な虐待にさらされています。もはや児童虐待は特別のものではなく、身近なものとして考えなければなりません。「無関心は即ち加害者である」とも言います。

多くの研究では、強姦の被害者の半数以上が「外傷後ストレス障害」を発症するといわれています。近親姦（インセスト）では、さらに高い発症率を示しています。さらに精神的な外傷（特に性的虐待）を負った子どもの世代間伝達が、この問題を一層深刻化させています。

以下、あまりにも生々しく痛々しい体験談ですが「児童虐待に関わっている皆さんのお役に立つなら本望です。私の更生のための一助です」と言い、自ら語ってくれた E さんの実体験をそのまま紹介したいと思います。

E さんの母親は、先夫と離婚後 E さんを連れ、やはり先妻と離婚して女兒ひとり連れた継父と再婚、互いに連れ子とは養子縁組をして E さんは四人家族の妹娘として育てられていました。

事件は E さんが両親に伴われ出席した小学校の入学式の日、子ども心にも晴れやかな思いで過ごした一日の夜に起きました。ほろ酔い加減で継父が部屋に入ってきて、いきなり抱きつき、下半身を裸にして犯した上で「黙っている」と言い残して出て行ってしまいました。恐ろしさや恥ずかしさに耐えて、母親にも何も言えないままに過ぎていました。その後も夜になると、突然やってきては同様の行為が当然のように行われるようになり、次第に母親の不在の時には日中でも行われるようになり、遂には母親が在宅中でも平然と行われるようになりました。E さんは、母親も知っていて知らないふりをしているとまで思うようになりました。

こんな事が 3 年も続きました。小学校の上級になるといつもイライラしていて、突然怒りを抑えきれず乱暴を働くので、友達もなく、問題児になっていました。先生から「何か困る事があるの」と聞かれましたが、「本当のことを言うと親が悪者になる」と思って黙っていました。先生からの声かけもだんだん少なくなり、家でも学校でも、独りぼっちになりました。

中学生になって、自ら求めてテレクラや街角で出会った男性と遊びに付き合っ、性交渉を持ち、性的逸脱行為で補導された事も 1 回や 2 回ではありません。

成人後、売春買春の斡旋行為で捕まって保護観察となり、入所しています。ここに来てから、みんなから優しくされ「人を信じる」事を覚えました。私の実体験を餌の鯉にして伝える事は、私の更生への第一歩になります。児童虐待に携わっている皆さんのお役に立つようであれば、私からのお礼にもなりますと結びました。

日本の児童虐待の特徴として、心理面での貧しさが指摘されています。その背景には、

- ① 親の成育歴の貧しさ……乳幼児期、学童期に親から虐待、放任された経験がある。
- ② 経済問題……貧困、失職、乱費、乱買
- ③ 夫婦不和……望まない結婚、妊娠、性の不一致（特に夜の生活）
- ④ 孤立化 ……周囲に相談できる人、頼れる人を持たない。

などの事柄が不幸にもいくつか重なった時に発生すると考えられます。つまり児童虐待は、虐待した本人ひとりだけの問題ではありません。心の奥深くに潜んでいる、整理されていない葛藤と、生きていく上での困難な状況とが重なり合ったところで起きてしまいます。従って、児童虐待は直接に虐待した父親とか、母親という問題ではなく「家族の病理」と考えられます。

繰り返しになりますが、児童虐待は家庭内という閉ざされた場で、養育者（親）によって行われることが多く、表面化しにくいいため、周囲の人にも「まさか」と驚かされてしまいます。しかし、現実的には年間 5,000 件余りの児童虐待が明らかにされています。前述のように、児童虐待が「家族の病理」であってみれば、虐待を受けていると思われる子どもだけでなく、加害者側の家人に対しても、支援が求められています。

身近にあるゲートキーパーとしては、問題を抱えた家族の心理的負担、生活や育児の上での実際の軽減を図る事を考えます。その家族の状況に応じて、地域支援サービス、保育園、乳児院、養護施設の利用も考えられます。虐待されている子どもが安心して暮らせる場所を確保して、本来の成長を促す事を第一に考えなければなりません。同時に子どもには自分が社会にとってかけがえのない存在である事を認識できるように支えなければなりません。

それに並行して、親に対しても「子育てとは、自分自身の子ども時代の生き直しである」事をしっかり銘記して、自分自身の人生をきちんと生きていく事を、決心してもらいたいと思います。そして、子どもの復元力、エネルギーを互いに信じたいと思います。

対応が難しく、専門家の支援が必要と認められた時には、児童相談所や福祉事務所に通告してください。通告というと大げさに感じられますが、児童福祉法第 25 条で義務づけられています。虐待について通告することは大変勇気のいる事ですが、それが解決の第一歩です。社会全体が弱い物を大切にす文化を発展させていく基本にもなります。

〈編集だより〉

★憎むべき児童虐待が年間 5 千件も発生していることを知って心が痛まぬ人はいないでしょう。

★児童虐待に類した難しい相談の中には、中学生のころに学校でいじめに遭い、あるいは親の虐待やネグレクトにあって不登校となり、10 年も 20 年も家に引きこもったままという事例が何件もあります。

★こうした痛ましい事件の発生を未然に防ぎ、再発防止するためにはどうすればよいか。「児童に対する理不尽な虐待をこの世の中からなくしてほしい」、そんな悲痛な叫びが一人の女性の告白に込められています。しかも「周囲の優しさに生まれて初めて接したおかげです」という透きとおった心情からは、人間の偉大な復元力、社会の健全な生命力を感じさせます。児童と接する機会の多い教師や民生委員や周囲の大人たちにとって、ゲートキーパーの役割の大きさを再認識させてくれるに違いありません (h)。

ご意見、ご質問などを事務局までお寄せください。